

# 新しい歌を主に歌え

## －聖歌の創作と認可および公表に関する指針－

### 典礼における歌の重要性

1 「新しい歌を主に歌え」(詩編 96・1)。「主の再臨を待ち望みつつ一つに集まるキリスト信者は、詩編、賛歌、霊歌をともに歌うよう使徒から勧められて」<sup>1)</sup>(コロサイ 3・16 参照) います。実際に、聖霊に促されたキリスト信者は、いつの時代にも、世界中のどの地域においても、自分たちの信仰の喜びを、歌をもって表してきました。「歌は、心の喜びのしるし」であり、また、古来、「よく歌うことは倍祈ることになる」<sup>2)</sup>と伝えられてきたからです。こうして、歌うことは、典礼の中で非常に重要な役割をもつものとなってきました。それゆえ、キリスト信者が自分たちの信仰を培い、その喜びを生き生きと伝えていくために、たえず「新しい歌」を創作し続けることは、大いに勧められます。

### 本指針の目的

2 本指針でいう「聖歌」とは、ミサや聖務日課などの典礼で用いる式文を歌唱するための旋律のほか、典礼や信心行為において歌われるために作詞・作曲される一般賛歌(会衆用賛美歌)<sup>3)</sup>を指しています。すなわち、典礼暦年中の主日・祝祭日・週日のミサ、諸秘跡や準秘跡<sup>4)</sup>の執行を伴う典礼、聖務日課(教会の祈り)など、小教区や修道院の共同体が参加する公的性格を帯びた祭儀で歌われる聖歌のことです。そして、このような聖歌は、会衆が十全かつ行動的に典礼祭儀に参加するよう促し、声の一致によって、心の一致をいっそう深めるものであることが望まれています<sup>5)</sup>。本指針は、喜びをもって福音を伝えていくために、日本の教会において「新しい歌」の創作を促し、そのための留意事項を再確認し、新しい作品を認可する必要性と、適切な公表の道筋を提示することを目的としています。

### 歌詞について

3 創作された新しい歌は、聖霊によって導かれる神の民の「信仰の感覚」の中で、とくにその祈りとしての品位が識別され、淘汰され、歌い継がれてきました。「ことばと結びつ

---

1) 「ローマ・ミサ典礼書の総則(暫定版)」398 (*Institutio Generalis Missalis Romani*, Libreria Editrice Vaticana, 2002, p. 70)。

2) 同上 (*Ibid.*)。

3) 第2バチカン公会議『典礼憲章』118 (*Sacrosanctum Concilium*: AAS 56 [1964] p. 129) 参照。

4) 献堂式、修道誓願式、大修道院長祝福式、祝福式、葬儀など。

5) 礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』5 (*Musicam sacram*: AAS 59 [1967] p. 301) 参照。

いた聖歌が、荘厳な典礼の必要ないし不可欠の部分となっている」<sup>6)</sup>ことに鑑みながら聖歌を自由に創作する場合、歌詞についてはカトリック教会の信仰を正しく表現し、信者の信仰を深め、豊かにする内容のものであることが大切です。

## 作品の認可

4 創作された作品がよりふさわしい聖歌となるよう、その作品が使用される範囲に応じて、教区司教あるいは司教協議会の責任のもとに作品が検討され、認可を受ける必要があります。

### (a) 教区内での使用の場合

5 聖歌の中で、典礼や信心行為において歌われるために作詞・作曲される一般賛歌（会衆用賛美歌）については、その使用範囲が一つの教区に限られている場合、その教区司教に認可の責任があります<sup>7)</sup>。教区司教は提示された一般賛歌について、教区の典礼委員会などの協力を得て認可の可否を判断します。認可を与える際には、その一般賛歌を用いる条件（歌われる場所や期間など）を明確にするようにします。また、教区司教が必要と判断した場合は、提示された一般賛歌の認可を、司教協議会の典礼委員会に依頼することもできます。

### (b) 教区を超えて使用される場合

6 教区を超えて使用されることが想定される場合は、司教協議会にその認可の責任があります。

### (c) 修道会・修道院での使用の場合

7 修道会もしくは修道院の典礼でのみ歌うために作詩・作曲された聖歌は、上記 5 と同様に教区司教にその認可の責任があります。なお、教区を超えて使用されることが想定される場合は、司教協議会にその認可の責任があります。

### (d) 司教協議会が公認した式文に作曲する場合

8 歌唱ミサのための旋律<sup>8)</sup>、典礼暦年を通じて執り行われる特別な儀式のための旋律<sup>9)</sup>、

---

6) 第2バチカン公会議『典礼憲章』112 (*Sacrosanctum Concilium*: AAS 56 [1964] p. 128)。

7) 教皇庁礼部聖省『教会音楽と典礼に関する指針(1958年9月3日)』53 (*Instructio de Musica sacra et sacra Liturgia*: AAS 50 [1958] p. 647) 参照。

8) ミサの式次第、ミサ通常式文(ミサ曲)、主の祈り、入祭の歌・奉納の歌・拝領の歌、朗読の間の歌など。

9) 受難の主日の枝の行列のときの歌、主の晩餐の夕べのミサの洗足式のときの歌、主の受難の祭儀の十字架の礼拝のときの歌、復活徹夜祭の光の祭儀のときの復活賛歌など。

聖務日課（教会の祈り）のための旋律<sup>10</sup>、諸秘跡や準秘跡の執行を伴う典礼のための旋律<sup>11</sup>に関しては、司教協議会<sup>12</sup>の認可を必要とします<sup>13</sup>。

9 詩編に作曲する場合、典礼における歌唱を考慮して翻訳され、司教協議会によって認可された詩編を用いるようにします。

#### (e) 認可後の対応

10 本指針に従って認可された作品を改変する場合は、あらためて認可を受けるようにします。

11 本指針に従って認可された作品を公表する場合は、認可を受けたことを明示するようにします<sup>14</sup>。

#### 聖歌集の認可・発行

12 聖歌集の認可・発行に際しては、2006 年度日本カトリック司教協議会の臨時司教総会における次の決定に基づきます。

「以下の条件のもとで聖歌集・教会音楽作品集等が発行される場合、教区司教による出版認可の前に、日本カトリック典礼委員会による事前の監修を受けることを承認する。

1. 公式の典礼式文に作曲した楽曲を掲載するもの（監修の対象は公式の典礼式文を用いた楽曲とする）。
2. 全国的に入手可能な方法で発行されるもの」。

13 教区あるいは小教区が独自の聖歌集を編集・発行する場合は、教区司教の認可を受けるようにします。教区を超えて活動する修道会やカトリックの諸施設<sup>15</sup>などが独自の聖歌集を編集・発行する場合は、司教協議会の認可を受けるようにします。

---

10) 司式者と奉仕者が歌う旋律、賛歌 (hymnus)、会衆の答唱と応唱、詩編唱和、福音の歌（ザカリアの歌、マリアの歌、シメオンの歌）、賛美の賛歌（テ・デウム）など。

11) 叙階の祈り、洗礼水の祝福、連願など。

12) 礼部聖省『典礼音楽に関する指針』35、57 (*Musicam sacram: AAS 59 [1967] pp. 310, 316*)、「ローマ・ミサ典礼書の総則（暫定版）」48、87、390、393 (*Institutio Generalis Missalis Romani, Libreria Editrice Vaticana, 2002, pp. 14, 22, 67-68*) 参照。

13) その他、信心行為で用いる司教協議会が公認した祈りが対象となる場合もある。子どもとともにささげるミサで用いる聖歌については、「子どもとともにささげるミサの指針」31の指示に従う。

14) 印刷物の場合は、「日本カトリック司教協議会認可」、「〇〇教区認可」、認可の際に付与された番号などを作品ごとに、あるいは奥付などふさわしい箇所に明示する。ウェブサイトで公表する場合も、印刷物に準じたかたちで明示する。

15) 教育関係施設、医療・社会福祉関係施設・未就学児童関係施設など。

## 歌詞と旋律の著作権

14 各共同体や団体が独自の聖歌集を編集したり楽譜を掲載した会衆用式次第などを作成したりする際に、既存の作品を転載する場合、以下の点に留意します。

- ① 歌詞や旋律に著作権が存続しているか否かを事前に確認します<sup>16)</sup>。
- ② 日本音楽著作権協会（JASRAC）などの団体および個人が著作権を管理している作品は、それぞれが定める規定に従って、所定の手続きが必要です。
- ③ 海外で作詞・作曲された作品の場合は、海外の著作権管理団体や出版社等を通じて使用許諾を受けなければならない場合があります。既存の訳詞を用いる場合は、②と同様の手続きが必要です。

15 聖書のことばをそのまま用いて作曲する場合、聖書の発行元が定める規定に従って、使用許諾の申請が必要です。

16 司教協議会が認可した公式の典礼式文を使用する場合、司教協議会が定める規定に従って、使用許諾の申請が必要です。

## ウェブサイトによる作品の公表

17 団体のものであれ個人のものであれ、ウェブサイトを通じて新しい作品を公表する場合も本指針の規定に準じて認可を受けるようにします。また、既存の作品をウェブサイトに掲載する場合は、日本音楽著作権協会などの各団体の規定に従って、使用許諾の申請が必要です。

2019年7月8日

日本カトリック司教協議会

---

16) 現行の著作権法（第2章第4節）は、著作権の存続期間の原則を以下のように定めている。

「第51条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。」